

**第68回税理士試験 法人税法
第二問(計算)解答**

〔表示内容の説明〕

配点：●・・・1点

問1

(1)①

イ. 株主グループ

(a) Aグループ 700株+50株+200株=950株

(b) Cグループ 150株+400株=550株

(c) Dグループ 200株+200株=400株

(d) 合計 1,900株

ロ. 判定

$$\frac{1,900\text{株}}{2,000\text{株}} = 0.95 > 50\% \therefore \text{同族会社に該当する} \bullet$$

②

対象者	判定	判定過程												
B	使用人兼務役員 ●	イ. B及びC(9月まで) 持株判定 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>50%超基準</th> <th>10%超基準</th> <th>5%超基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>∴ Bは常時使用人の職務に従事するため、使用人兼務役員とされる。 C(9月まで)使用人兼務役員とされず、役員に該当する。</p>		50%超基準	10%超基準	5%超基準	B	○	○	×	C	○	○	○
	50%超基準	10%超基準	5%超基準											
B	○	○	×											
C	○	○	○											
C	役員 ●	ロ. C(10月以降) 常務取締役は、役員とされる。												
E	みなし役員 ●	ハ. E 使用人以外の者であり、法人の経営に従事しているため、役員とみなされる。 ニ. G <u>執行役員は使用人とされる。●</u> また、法人の経営に従事していないため、役員とみなされることはない。												
G	そのいずれにも該当しない者 ●													

(2)

対象者	損金不算入額	理由（計算過程）
C	1,000,000円●	Cに対する6月賞与及び12月賞与は、Cが使用人兼務役員とされないため、役員給与に該当し、事前確定届出給与に関する届出書を提出する必要があるが、その提出は行われていないものと考えられるため、定期同額給与、事前確定届出給与及び業績連動給与のいずれにも該当せず、損金不算入となる。 (事前確定届出給与に該当しない旨に●)
D	100,000円●	6月の取締役会での改定は、当期首から3月以内の改定に該当するが、遡及支給により改定後の期間は毎月同額を支給していないこととなり、当該遡及支給額は、定期同額給与、事前確定届出給与及び業績連動給与に該当せず、損金不算入となる。(遡及支給額が損金不算入となる旨に●)
F	2,400,000円●	Fに対する給与は、3月ごとに支給しているため、定期給与に該当しない。また、X社は同族会社に該当するものの、事前確定届出給与に関する届出書は提出していないものと考えられるため、定期同額給与、事前確定届出給与及び業績連動給与に該当せず、損金不算入となる。 (事前確定届出給与に該当しない旨に●)
G	1,000,000円●	特殊関係使用人に該当するため、不相当高額な部分の金額は損金不算入となる ∴ 6,000,000-5,000,000=1,000,000

(3)

取締役会の日（臨時改定事由が生じた日）から1月を経過する日（平成30年10月31日）までに、事前確定届出給与に関する届出書を提出すること。●
--

(4)

損金不算入額	計算過程
1,700,000円●	<p>① 実質基準</p> <p>A $18,000,000 + 1,100,000 - 19,000,000 = \underline{100,000}$●</p> <p>B $7,200,000 - 6,000,000 = 1,200,000$</p> <p>H $2,400,000 - 2,000,000 = 400,000$</p> <p>合計 1,700,000</p> <p>② 形式基準</p> <p>イ. 取締役</p> <p>$60,400,000 + 1,100,000 - 4,800,000 - 500,000 - 100,000$ $- 4,800,000 - 2,400,000 - 6,000,000 - 42,000,000 = \underline{900,000}$●</p> <p>ロ. 監査役</p> <p>$2,400,000 - 2,400,000 - 3,600,000 = \Delta \rightarrow 0$</p> <p>ハ. 合計 900,000</p> <p>③ $1,700,000 > 900,000 \therefore 1,700,000$</p>

問 2

税務上調整すべき金額	計算過程
本社事務所減価償却超過額 796,000円 (加算) ● J工場用建物減価償却超過額 8,102,947円 (加算) ● 建物附属設備減価償却超過額 455,200円 (加算) ●	1. 本社事務所 (1) 取得価額 $240,000,000 + 800,000 = 240,800,000$ (2) 償却限度額 $240,800,000 \times 0.020 \times \frac{3}{12} = 1,204,000$ (3) 償却超過額 $(1,200,000 + 800,000) - 1,204,000 = 796,000$ 2. J工場用建物 (1) 取得価額 $10,500,000 + 5,500,000 + 2,500,000 + 240,000 = 18,740,000$ (2) 耐用年数 $25,000,000 \times 50\% = 12,500,000 \geq 2,500,000 \therefore$ 見積可能 ● $(10,500,000 + 5,500,000 + 240,000) \times 50\% = 8,120,000 \geq 2,500,000$ $\therefore 24年 - 11年 + 11年 \times 20\% = 15.2 \rightarrow 15年$ (3) 償却限度額 $18,740,000 \times 0.067 \times \frac{8}{12} = 837,053$ (4) 償却超過額 $(700,000 + 5,500,000 + 2,500,000 + 240,000) - 837,053 = 8,102,947$ 3. 建物附属設備 (1) 取得価額 $3,300,000 + 300,000 = 3,600,000$ (2) 耐用年数 $17年 - 4年8月 + 4年8月 \times 20\% = 13.266\cdots \rightarrow 13年$ (3) 償却限度額 $3,600,000 \times 0.077 \times \frac{8}{12} = 184,800$ (4) 償却超過額 $(340,000 + 300,000) - 184,800 = 455,200$

問 3

(1)①

イ. 判定 X社と戊社は完全支配関係にある。●
ロ. 判定理由 X社は、実際には戊社株式の全部を直接又は間接に保有していないが、完全支配関係の判定上、戊社役員がストック・オプションにより取得した戊社株式は、その保有割合が5%未満であるため、戊社の発行済株式等から除かれることとなる。● よって、X社は戊社株式の全部を直接又は間接に保有していることとなるため、戊社と完全支配関係にある。

②

甲社、乙社及び丁社●

③

会社名	判定理由
乙社●	甲社が乙社株式を従業員持株会に対して譲渡したことにより、X社は乙社株式の全部を直接又は間接に保有していないこととなるため、完全支配関係が解消される。● なお、当該従業員持株会の持株割合は5%未満でないため、完全支配関係の判定上、乙社の発行済株式等から除かれることはない。●

(2)

区分	税務上調整すべき金額	計算過程
K	調整すべき金額がない●	K土地は譲渡直前の帳簿価額が10,000,000円以上でないため、譲渡損益調整資産に該当しない。● よって、税務上調整すべき金額はない。
L	完全支配関係法人間取引の加算調整額 7,200,000円(加算)● 完全支配関係法人間取引の減算調整額 150,000円(減算)●	① 加算調整額 28,000,000 - 20,800,000 = 7,200,000 ② 減算調整額 $7,200,000 \times \frac{6}{24 \times 12} = 150,000$

(2) 続き

区分	税務上調整すべき金額	計算過程
M	完全支配関係法人間取引の減算調整額 4,000,000円(減算)●	減算調整額 $22,000,000 - 18,000,000 = 4,000,000$

(3)

区分	税務上調整すべき金額	計算過程
⑥	完全支配関係法人間取引の減算調整額 7,050,000円(減算)●	X社と乙社との完全支配関係が解消したため、L建物の譲渡損失額を全額戻し入れる。 $\therefore 7,200,000 - 150,000 = 7,050,000$
⑦	調整すべき金額がない●	<u>土地等でない棚卸資産は譲渡損益調整資産に該当しない。●</u> よって、税務上調整すべき金額はない。
⑧	完全支配関係法人間取引の加算調整額 3,000,000円(加算)●	加算調整額 $4,000,000 \times \frac{1,500\text{株}}{2,000\text{株}} = 3,000,000$

(4)

税務上調整すべき金額	計算過程
土地圧縮積立金認定損 40,000,000円 (減算) 土地圧縮積立金積立超過額 17,250,000円 (加算) ● 完全支配関係法人間取引の減算調整額 15,250,000円 (減算) ●	① 特定資産の買換えの圧縮記帳 イ. 差益割合 $\frac{58,000,000 - (20,000,000 + 300,000)}{58,000,000} = 0.65 \bullet$ ロ. 圧縮基礎取得価額 $70,000,000 \times \frac{350\text{㎡} \times 5}{2,800\text{㎡}} = 43,750,000 < 58,000,000$ $\therefore 43,750,000$ ハ. 圧縮限度額 $43,750,000 \times 0.65 \times 80\% = 22,750,000$ ニ. 圧縮超過額 $40,000,000 - 22,750,000 = 17,250,000$ ② 完全支配関係法人間取引の減算調整額 $58,000,000 - 20,000,000 - 22,750,000 = 15,250,000$

問 4

【別表五（一） 利益積立金額の計算に関する明細書】

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額
		減	増	
譲渡損益調整勘定（L建物）	7,050,000●	7,050,000		0●
譲渡損益調整勘定（M銘柄株式）	△ 4,000,000●	△ 3,000,000		△ 1,000,000●
本 社 事 務 所			796,000	796,000●
J 工 場 用 建 物			8,102,947	8,102,947●
建 物 附 属 設 備			455,200	455,200●
土 地 圧 縮 積 立 金			40,000,000	40,000,000●
土地圧縮積立金認定損			△ 40,000,000	△ 40,000,000●
土地圧縮積立金積立超過額			17,250,000	17,250,000●
譲渡損益調整勘定（P土地）			△ 15,250,000	△ 15,250,000●